早川町みんなで支えーる商品券事業に係る商品券取扱店舗要領

１．目的

この要領は、新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る外出自粛や営業自粛等の動向により、停滞している町内の経済状況を緊急に支援し、地域における消費活動を喚起することを目的として早川町みんなで支えーる商品券（以下「商品券」という。）事業を実施するにあたり、その商品券を使用して商品等を購入できる店舗等（以下「特定事業者」という。）の募集に関して定めるものです。

２．事業主体・事業名称

早川町・早川町みんなで支えーる商品券事業

３．商品券の有効期間

令和２年７月１０日　～　令和２年１２月２８日

４．商品券発行想定額・額面等

① 発行想定額　１０，２４０，０００円
② 券 面 額 等　１，０００円券１０枚で１冊
③ 発 行 冊 数　１，０２４冊

５．特定事業者の要件と登録方法

① 要件
早川町内に店舗を有する法人又は個人事業主であって、早川町商工会の会員であること。ただし、町長が認めた者はこの限りではない。

② 登録方法
別紙Ｉ「早川町みんなで支えーる商品券事業商品券取扱店舗（特定事業者）登録申請書」に必要事項を記入し、申請期限までに以下の申込先へ持参又は郵送で提出してください。

③ 申請期限
令和２年６月１９日まで
※期限後登録を希望する場合は、お問い合わせください。

④ 提出先
〒４０９－２７１３　早川町保５０９
早川町商工会
ＴＥＬ０５５６－４５－２３０２

６．特定事業者の負担

販売手数料・換金手数料の負担はありません。

７．特定事業者であることの周知方法

本事業内容を町のＨＰで周知するとともに商品券配布時に、早川町みんなで支えーる商品券取扱店舗一覧を配布します。

８．商品券の換金

① 特定事業者は、別紙Ⅱ「早川町みんなで支えーる商品券事業商品券換金請求書」に使用された商品券を添え、商品券が使用された月の翌月１０日までに早川町役場振興課に提出してください。

② 町は、請求書に基づき、速やかに指定された特定事業者の預金口座へ振り込みます。

９．商品券の概要

① 配布対象者

令和２年６月１日現在で早川町の住民基本台帳に記載されているすべての町

② 配布額

町民一人あたり　１０，０００円

③ 使用期間

令和２年７月１０日　～　令和２年１２月２８日

④ 商品券の使用方法

商品券は、別紙「早川町みんなで支えーる商品券取扱店舗一覧」に記載の町内の各店舗で使用できます。

また、以下の商品等は商品券が利用できませんのでご注意をお願いします。

・不動産や金融商品
・たばこ
・商品券やプリペイドカードなどの換金性の高いもの
・国税や諜報税などの公租公課

⑤ 使用に係る留意点

・商品券の譲渡、転売、換金、偽造を禁止します。
・お釣りは出ません。
・紛失、盗難、毀損した場合でも再発行はできません。
・使用期間内に使用できなかった未使用の商品券があっても換金することはできません。
・不正行為が判明した場合は、配布済の商品券の返還を求めるとともに損害賠償を求めます。

【事業に関する問い合わせ先】

早川町役場 振興課 振興観光担当
〒４０９－２７３２　早川町高住７５８
ＴＥＬ ０５５６－４５－２５１６
ＦＡＸ ０５５６－４５－２５２３